

『今こそつながろう！ひえづ元気回復商品券』発行事業

●実施期間:令和4年4月28日～11月30日

※使用期限は令和4年11月30日までです。

●対象者:日吉津村に住所がある方(令和4年4月25日基準:3,587人)

※全戸に配布します。

●商品券:10枚綴り

※前半7枚:イオン直営除く全店舗利用可、後半3枚:全店舗利用可

<商品券デザイン>



イオン直営除く全店舗利用可(前半7枚のみ)



全店舗で利用できます(後半3枚のみ)

請求および送金(口座振込)について

●請求のための提出物

- ・ひえづ元気回復商品券使用実績報告書兼請求書

※振込口座欄は、**初回は必ず記入**してください。

2回目以降の請求が同じ口座の場合は、「前月までと同じ口座を使用する」の前の口欄にチェックをしていただければ、記入は不要です。

- ・店舗で回収された「ひえづ元気回復商品券」

●提出先:日吉津村役場 総務課

●支払について:下記の日程で随時口座へお支払いします。

最終提出日:令和4年12月12日(月)まで

<請求からお支払いまでの期間について>

※郵送可(到着日より支払)

1日までに提出されたもの ⇒ 当月15日にお支払い

10日までに提出されたもの ⇒ 当月25日にお支払い

20日までに提出されたもの ⇒ 翌月5日にお支払い

※提出書類に不備がある場合は、この限りではありません。

その他、支払い等の計算方法や役場への請求等でご不明な点は、下記へお問い合わせください。

担当:日吉津村役場 総務課

TEL:0859-27-5950 FAX:0859-27-0903

「お願い」と「お知らせ」

ポスター掲示について

同封しています「ポスター」を店頭またはレジに貼っていただき、取扱店舗であることが分かるよう周知をお願いします。

商品券の全戸配布時期について

4月27日発送予定で、4月28日(木)より使用可能としています。(GWの配達状況により、5月6日までに順次届く予定となっています。)

商品券で購入できない物について（再度ご確認ください）

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 市町村発行のゴミ袋（日吉津村のゴミ袋含む）
- (4) 日吉津村が発行する商品券以外の商品券やプリペイドカード、切手など換金性の高いもの
- (5) 医薬品や治療用漢方薬など所得税法に基づく医療費控除の対象となるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (7) 国税、地方税や使用料などの公租公課

裏面もご覧ください。